

山口市就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）若しくは翌学年の初めから小学校又は中学校に就学すべき者（以下「就学予定者」という。）の同法第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に対して交付する援助費（以下「援助費」という。）の支給について必要な事項を定め、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 援助費は、本市に住所を有する、小学校又は中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者（山口市教育委員会により学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に規定する区域外就学を承諾された児童生徒の保護者のうち、当該児童生徒を対象として本市以外の市町村から就学援助を受けていないものを含む）であって、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める者
- (2) 当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市民税の非課税
 - ウ 地方税法第323条に基づく市民税の減免
 - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条第1項に基づく国民年金の掛け金の減免
 - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金による貸付け
- (3) 前2号に規定する者以外の者で前年の世帯収入（ただし、就学予定者の保護者の場合は、前々年の世帯収入とする。）（以下「収入額」という。）と特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額（以下「基準額」という。）の割合に応じ、次の区分に定める者
 - ア 収入額が基準額の1.3倍未満の者
 - イ 収入額が基準額の1.3倍以上1.5倍未満の者
 - ウ 収入額が基準額の1.5倍以上1.87倍未満の者

- (4) 前号に定める規定は、個人事業主については、前年の世帯収入を前年の世帯所得（ただし、就学予定者の保護者の場合は、前々年の世帯収入を前々年の世帯所得とする。）とし、また、基準額は所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項に定める給与所得控除額に相当する金額を差し引いた金額とする。
- (5) 前4号に規定する者以外の者で疾病、負傷、失業及び倒産等により収入が著しく減少し、又は皆無となり、申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する月以後当該年度末までの世帯収入の合計見込額が、基準額に申請日の属する月以後当該年度末までの月数を乗じて12で割った額の1.3倍未満の者及びこれに準ずると認められる者
- (6) 前5号に規定する者以外の者で、市長が特に必要と認める者

（対象経費）

第3条 援助費の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、就学予定者にあつては、第5号に掲げる経費に限る。

(1) 学校給食費

本市が設置する小学校又は中学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費

(2) 修学旅行費

児童生徒が、小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、当該学校において徴収する経費

(3) 校外活動費

ア 児童生徒が、小学校又は中学校を通じて参加する宿泊を伴わない校外活動に要する経費のうち、当該学校において徴収する経費

イ 児童生徒が、小学校又は中学校を通じて、宿泊を伴う校外活動に1回参加するために要する経費のうち、当該学校において徴収する経費

(4) 学用品購入費

児童生徒が通常必要とする学用品の購入費（児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費を含む。）

(5) 新入学児童生徒学用品費等

新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品等の購入費

(6) 医療費

本市が設置する小学校又は中学校の児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した費用で各種保険控除後の保護者負担額

（申請等）

第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書（以下「申請書」という。）に第2条各号に該当することを証明する書類を添えて、学校長又は教育委員会へ提出するものとする。

2 学校長又は山口市福祉事務所長が特に援助を必要と認めるときは、申請書に意見書を添えて市長へ援助費の交付を求めることができる。

（審査及び通知）

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、遅滞なく審査を行い、当該認定の結果を速やかに申請者に対して通知するものとする。

2 申請者は、申請に当たり、申請者及び同一世帯員の前年中の収入（ただし、申請者が就学予定者の保護者の場合は、前々年の収入とする。）並びに世帯の状況について、教育委員会が調査確認することに同意するものとする。

3 市長は、第1項の審査に必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の審査を行うため必要があるときは、学校長、山口市福祉事務所長及び民生委員の意見を求めることができる。

5 市長は、第1項の審査の結果、援助費の交付の決定をしたときは、当該申請に係る児童又は生徒の在学する学校の学校長に対し、当該認定結果を速やかに通知するものとする。

（認定の期間）

第6条 前条の規定により援助費の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が援助費を受けられる期間（以下「認定期間」という。）は、次の各号のいずれかの期間とする。ただし、第9条に該当するときは、この限りでない。

（1）本市があらかじめ指定する申請期間内に第4条の申請を行い、申請書が受理された場合は、認定のあった年度の4月1日から翌年の3月末日までの期間。ただし、就学予定者の保護者の場合は、認定のあった年度の3月末日までの期間

（2）前号の本市があらかじめ指定する申請期間外に第4条の申請を行い、申請書が受理された場合は、当該申請書が受理した日が属する月の初日から当該年度の末日までの期間

（援助の方法）

第7条 援助費の給付は、金銭給付とする。

2 援助費は、原則として被認定者が指定する金融機関の口座に振り込むこととする。ただし、被認定者は、第3条第1号から第5号までの援助費の請求、受領及び返納に係る一切の権限を、当該被認定者の児童生徒が在学する学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任することができる。

3 被認定者は、学校徴収金を滞納した場合には、前項ただし書に規定する援助費

の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて、あらかじめ同意しなければならない。

- 4 市長は、第3条第6号に定める医療費について、児童生徒が受診した医療機関等の請求に基づき、当該医療機関等に支払うものとする。ただし、既に、被認定者が当該医療機関等に支払った場合は、被認定者が指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

(支給金額)

第8条 前条の規定による給付の額は、別表に定めるところによる。

(停止及び返還)

第9条 市長は、被認定者及び被認定者の児童生徒若しくは就学予定者が次のいずれかに該当するときは、第6条に規定する認定期間中であっても援助費の支給を停止することができる。

- (1) 援助費の交付を必要としなくなったとき。
- (2) 当該年度中に第2条第2号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 他市町村に転出したとき。
- (4) 被認定者の児童生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき。
- (5) 被認定者の児童生徒が学校教育法に規定する特別支援学校に入学したとき。
- (6) 援助費を目的以外に使用したとき。
- (7) 虚偽の方法によって援助費を受けたとき。
- (8) 被認定者の児童生徒が長期欠席又はこの援助の認定基準に該当しなくなったとき。

- 2 前項に伴う精算がある場合は、市長は、既に支給した援助費の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。ただし、平成18年度の就学援助費の交付にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。ただし、平成20年度の就学援助費の交付にあつては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、別表中「第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費（1食あたり単価×実食回数）×1/2 （小数点未満端数切捨て）		実費（1食あたり単価×実食回数）×1/2 （小数点未満端数切捨て）	

」とあるのは、

第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費 （1食あたり単価×実食回数）		実費 （1食あたり単価×実食回数）	

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

- 2 山口市阿東地域の対象者への就学援助費については、平成22年1月16日から同年3月31日までの間に限り、山口市（阿東地域）就学援助費交付要綱により支給するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、別表中「第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費（1食あたり単価×実食回数）×1/2 （小数点未満端数切捨て）		実費（1食あたり単価×実食回数）×1/2 （小数点未満端数切捨て）	

」とあるのは、

第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費 (1食あたり単価×実食回数)		実費 (1食あたり単価×実食回数)	

とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第2条第3号中「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額」とあるのは、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額(ただし、住宅扶助基準は保護者が居住する家屋が借家の場合は、26,000円をその基準額とする。)」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度に小学校又は中学校に入学した児童生徒の保護者で第6条の規定による当該児童生徒に対する援助費の認定の始期が平成29年4月1日である者に対する新入学学用品費の支給金額は、第8条の規定により、当該小学校に入学した児童1人につき40,600円、中学校に入学した生徒1人につき47,400円とする。ただし、新入学学用品費を既に支給した場合は、支給した額との差額を支給する。

3 中学校への就学予定者である小学校6年生の保護者で既に平成29年度において当該児童を対象とする援助費の認定を受けた者は、第4条の規定に基づく、平成29年度就学予定者に対する援助費の申請書が提出されたものとみなす。

別表（第8条関係）

第2条第1号、第2号アからケまで、第3号ア、第4号、第5号又は第6号に該当する者（ただし生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている場合、教育扶助と同一の費目を除く。）

区分	小学校		中学校	
	1年生 (就学予定者を含む)	2～6年生	1年生 (就学予定者を含む)	2～3年生
学校給食費	実費 (1食当たり単価×実食回数)		実費 (1食当たり単価×実食回数)	
学用品費	16,300円		27,900円	
新入学学用品費	40,600円	—	47,400円	—
修学旅行費	実費 (限度額21,490円)		実費 (限度額57,590円)	
校外活動費泊無し	実費 (限度額1,570円)		実費 (限度額2,270円)	
校外活動費泊付き	実費 (限度額3,620円)		実費 (限度額6,100円)	
医療費	実費		実費	

第2条第3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生 (就学予定者を含む)	2～6年生	1年生 (就学予定者を含む)	2～3年生
学校給食費	実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)		実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)	
新入学学用品費	40,600円	—	47,400円	—
修学旅行費	実費 (限度額21,490円)		実費 (限度額57,590円)	
医療費	実費		実費	

第2条第3号ウに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)		実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)	
医療費	実費		実費	